

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (前条註1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エチオピア	エチオピア連邦民主共和国政府 に対する贈与に關する日本国政府 とエチオピア連邦民主共和国 政府との間の交換公文	經濟社會開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,500,000 千円 -----	2020.7.23 アディス アベバで (同日)	日本側 松永大介在エチオ ピア大使 側 アーメド・ シテ財務大臣	2020.8.12 323号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。